

## 豊川市豊かな魅力発信業務委託仕様書

### 1 目的

令和3年度から令和5年度までは認知度の向上を目的に、テレビ・ラジオ・新聞・WEB・SNS等のメディアを活用した「メディアリレーション活動強化業務」を実施してきた。

今年度は、訴求する対象を「20代から40代までの若者及び子育て世帯」を中心とし、認知度向上の次のステップである興味関心<sup>※1</sup>を引くプロモーションを実施することで、「豊川市シティセールス戦略プラン<sup>※2</sup>」の目標である「多くの人に住みたい、訪れたいと思われるまち」を目指し、移住・定住・交流・関係人口の増加を図る。

なお、本市が示す目標は、年間1,000人の社会増とし、本業務に係る費用の一部については、国の「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用する。

※1 指標としては、別紙2別冊「豊川市メディアリレーション活動強化業務取り組み報告書（関係箇所抜粋）」の効果測定インターネット調査「（豊川市外に在住の方限定の質問回答）あなたは豊川市をご存じですか。」の「環境や特徴を、よく知っている」「環境や特徴を、ある程度知っている」の合計（理解度）の向上を目指す。

※2 豊川市シティセールス戦略プラン

<https://www.city.toyokawa.lg.jp/kiratto/citysales/index.files/citysalesplan-28-37.pdf>

#### 【参考資料】

別紙1 「人口の目標に係る社会増減の推移 [豊川市]」

別紙2 「メディアリレーション活動強化業務実施状況及び本市の状況」

### 2 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

### 3 業務内容

(1) 本業務のプロジェクト実施計画の作成

本業務の実施内容、スケジュール、体制等を記載したプロジェクト実施計画書を作成すること。

(2) プロモーション内容、手法等の分析

訴求する対象である「20代から40代までの若者及び子育て世帯」を中心に、本市への興味関心を持っていただくため、訴求対象に響く本市の魅力、効果的なプロモーション手法等の分析を行うこと。

(3) プロモーション活動、効果検証の実施

上記3(2)で分析した結果に基づき、プロモーションを実施すること。プロ

ーションにあたっては、ギャップや意外性を重視し、インパクトが強いものとするとともに、訴求する対象である「20代から40代までの若者及び子育て世帯」を中心に、広く、深く理解していただくものとする。また、効果検証を意識し、実施後は結果の分析を行い、令和7年度以降の本市のプロモーションの方向性について、本市に報告すること。

なお、本業務とは別に「豊川市プロモーション・移住促進映像制作業務委託」を実施しており、当該業務でプロモーション映像及び移住促進映像を制作するため、それらとは異なったプロモーションを実施すること。

#### 【参考資料】

別紙3「豊川市プロモーション・移住促進映像制作業務委託仕様書」

#### (4) 広報大使活動の撮影、編集等支援

豊川市出身で、広報大使である俳優の渡辺いっけいさん、ラジオDJの小林拓一郎さんが以下の活動を市内で実施する際は、支援を行うこと。

##### ア 活動内容

###### ① 渡辺いっけいさん（2日）

- ・本市がメインロケ地で、主演映画「マリッジカウンセラー」の舞台挨拶（1日（同日に2回））
- ・市内の思い出の地、リニューアルスポット巡り（1日）

###### ② 小林拓一郎さん（3日）

- ・本市で頑張っている人等に会い、本市の魅力や本市への思いを引き出す対談形式のインタビュー（別日で3回）

##### イ 支援内容

- ・上記3(4)アの企画に対するアドバイス
- ・活動時の撮影、編集
- ・「マリッジカウンセラー」舞台挨拶時の映画関係者2名分の出演料として1人当たり3万円（謝礼、旅費等を含む）の負担

※ 本市は、その他、広報大使活動の企画・運営、広報大使との実施内容・スケジュール等の調整、広報大使分の旅費・謝礼の負担、各所の撮影許可手続き、受託者から納品された動画を本市ホームページ、本市YouTubeチャンネル等で配信するための作業等を行う。

#### (5) メディアへの露出向上の取組

メディアへの露出を高めるため、別紙4「豊川市政記者クラブ名簿」以外へも随時プレス発表資料を送付し、メディアに放送、掲載等されるよう働きかけること。

#### (6) 効果測定

本業務の効果を測るため、本業務で実施予定となっている業務を実施後、

業務期間内に、効果測定を実施すること。

効果測定の方法は、別紙2別冊「豊川市メディアリレーション活動強化業務取り組み報告書（関係箇所抜粋）」の効果測定インターネット調査を参考に、過去の結果と比較することで成果を報告すること。調査にあたっては、回答数を増やすための取組を実施すること。なお、令和5年度に実施したリアルイベントアンケート調査は実施する必要はない。

(7) シティセールス、パブリシティ強化のための助言

以下の事項については、契約後、本市のシティセールス、パブリシティの状況を見て、提案し、本市の承認後、実施すること。

ア 職員のシティセールス、パブリシティに対する意識、技術を強化するため、有効な助言等を行うこと。様々な部署の職員に対し、1回程度を想定。

イ 本業務期間が終了した令和7年度以降も本市が主体となって広告出稿できるよう、広告出稿のノウハウ（広告媒体の選定方法、効果的な広告素材の作成方法、タイミング等）を随時本市へ助言すること。

ウ 本業務期間が終了した令和7年度以降も本市が主体となってプレス発表が行えるよう、プレス発表のノウハウ（プレス発表ツールの選定方法、素材の探し方、発表資料の書き方、発表のタイミング等）を随時本市へ助言すること。

エ 本業務期間が終了した令和7年度以降も継続して人口増加に向けたシティセールスを実施していけるよう、スケジュール、経費等を示した具体的な提案を、令和7年度予算化のため9月中旬までに助言すること。

(8) 豊川市定住促進サイトへの助言

現在、本市が運用する豊川市定住促進サイト「CITY AND PEOPLE～ひとのわ、とよかわ。～」<sup>※3</sup>について、移住・定住を検討する方に対しより魅力的なものになるよう、また効果的・効率的な運用を実施できるよう有益な助言を行うこと。なお、当該サイトは、令和7年2月にホームページ構築業者によりリニューアル予定（仮称「豊川市移住定住促進サイト」）のため、移住・定住の観点から、コンテンツ、情報の見せ方等の具体的な改善案について、9月末までに提案すること。

※3 豊川市定住促進サイト「CITY AND PEOPLE～ひとのわ、とよかわ。～」  
<https://toyokawa.life>

【当該サイトにおいて、本市が運用している事項】

- ・ サイト全体の文言修正、写真の入替
- ・ FEATURE（特集記事）の取材、掲載
- ・ INFO（お知らせ）の掲載
- ・ PEOPLE（豊川の人々）の取材、掲載
- ・ SUPPORT（支援一覧）の加除修正

(9) 月次、年度末報告

本業務の進捗状況、課題、成果等を本市と共有するため、月1回程度定期的な打合せを行うこと。また、年度末には本業務総括の報告を行うこと。

なお、それぞれの報告にあたっては、メディアに取り上げられた情報のクリッピング及びモニタリングを行い、メディアの件数や広告換算額を検証すること。パフォーマンス効果として、SNS等をはじめとした反響についても測定すること。

#### 4 納品成果物

納品成果物は以下のとおりとする。各ドキュメントの記載事項等については、本市の承認を得ること。納品は、書面で2部、資料を格納した電子媒体（DVD-R等）を2部とする。

- (1) プロジェクト実施計画書（実施内容、スケジュール、体制等）
- (2) プロモーション内容、手法等の分析資料
- (3) プロモーションの企画書、PR素材等
- (4) メディアへのプレス発表実績報告書
- (5) 広報大使活動に係る映像データ（PC再生用データ、マスターデータ、撮影データ含む）
- (6) 広報大使活動（小林拓一郎さんのみ）に係る音声データ（PC再生用データ、マスターデータ、収録データ含む）
- (7) 効果測定資料
- (8) シティセールス、パブリシティ強化のための助言資料
- (9) 豊川市定住促進サイトに係る助言資料
- (10) 月次報告書
- (11) 年度末報告書
- (12) 各種打合せ議事録
- (13) その他、本市が必要と認める資料

#### 5 成果物の利用及び著作権

- (1) 契約期間終了後、本仕様による成果物について、本市がインターネットを含む、対外的な発表を行うこと、複製、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受託者は一切の異議を申し立てないこと。
- (2) 本仕様による成果物の一切の権利は本市に属することを確認するが、うち一部に受託者に属する著作権人格権が残存する場合には、その内容を納品時にすべて明示し、その権利を行使する場合には、その一切について、書面による本市の承諾を要するものとする。
- (3) 成果物が、本市以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、受託者が確認すること。万一、関係者その他第三者から、異議、苦情、損害賠償請求等があった場合、弁護士費用も含め、受託者の責任においてこれら进行处理すること。

- (4) 契約期間に関わらず、今後、本業務の成果物に関する一切の二次使用料については、本契約金額に含むものとする。

## 6 その他

- (1) 本業務は、豊川市契約規則等に基づき監督員の指示に従い施行すること。
- (2) 本業務を遂行するにあたり、関係法令等を遵守して実施すること。
- (3) 本仕様書等に明記されていない事項であっても、本業務を円滑に遂行するために必要な作業、機器等については本契約に含むこととする。
- (4) 別紙5「豊川市情報セキュリティ取扱特記仕様書」を遵守すること。
- (5) その他、本仕様書に明記されていない事項、または解釈に疑義のある事項については、本市と協議すること。



## 人口の目標に係る社会増減の推移[豊川市]

愛知県の統計資料「あいちの人口の月報」をもとに、社会増減人数の推移を整理した。  
※各年10月1日時点

## 【令和3年(R2.10-R3.9)】

	出生	死亡	転入	転出	その他増減	増減数	社会増減
R2.10	139	137	391	440	-17	-64	-66
R2.11	119	166	442	372	-15	8	55
R2.12	119	162	501	374	-25	59	102
R3.1	109	195	452	369	-57	-60	26
R3.2	97	160	506	459	-9	-25	38
R3.3	122	192	1,179	1,238	-15	-144	-74
R3.4	111	143	808	497	-19	260	292
R3.5	94	137	404	361	4	4	47
R3.6	115	133	453	517	-13	-95	-77
R3.7	111	139	442	456	-32	-74	-46
R3.8	125	149	515	409	-8	74	98
R3.9	119	160	450	421	-20	-32	9
	1,380	1,873	6,543	5,913	-226	-89	404

## 【令和4年(R3.10-R4.9)】

	出生	死亡	転入	転出	その他増減	増減数	社会増減
R3.10	129	138	473	390	-8	66	75
R3.11	118	149	465	423	-6	5	36
R3.12	119	167	472	402	-9	13	61
R4.1	112	210	478	459	-12	-91	7
R4.2	110	190	455	493	-11	-129	-49
R4.3	120	178	1,043	1,265	2	-278	-220
R4.4	94	161	809	474	-9	259	326
R4.5	101	181	606	463	-11	52	132
R4.6	107	130	537	605	-11	-102	-79
R4.7	92	138	512	481	-14	-29	17
R4.8	126	170	587	483	-9	51	95
R4.9	112	191	497	431	-19	-32	47
	1,340	2,003	6,934	6,369	-117	-215	448

## 【令和5年(R4.10-R5.9)】

	出生	死亡	転入	転出	その他増減	増減数	社会増減
R4.10	124	184	559	438	-19	42	102
R4.11	120	186	481	396	-12	7	73
R4.12	103	187	492	394	-15	-1	83
R5.1	115	255	505	414	-11	-60	80
R5.2	84	160	537	452	-7	2	78
R5.3	123	211	1,301	1,355	-10	-152	-64
R5.4	91	169	833	527	-6	222	300
R5.5	107	159	538	453	2	35	87
R5.6	87	145	475	611	-4	-198	-140
R5.7	109	151	539	519	-2	-24	18
R5.8	117	204	605	421	-11	86	173
R5.9	104	175	488	487	-1	-71	0
	1,284	2,186	7,353	6,467	-96	-112	790





## メディアリレーション活動強化業務実施状況及び本市の状況

### 1 メディアリレーション活動強化業務の主な成果物

- (1) 定住促進サイト「CITY AND PEOPLE～ひとのわ、とよかわ。～」  
<https://toyokawa.life/>
- (2) 豊川市制施行80周年記念動画（7本）  
豊川市制80周年記念ソング「豊川、豊か」ミュージックビデオ  
<https://www.city.toyokawa.lg.jp/kiratto/yutakadakyape-n/promovideo80.html>
- (3) 「豊川って、豊かだー。」ポスター  
「豊川って、「くらし」が豊かだー。」ポスター  
「豊川って、「くらし」が豊かだー。」リーフレット  
<https://www.city.toyokawa.lg.jp/kiratto/yutakadakyape-n/yutakaposter.html>
- (4) 演歌歌手の山川豊が豊川豊になって豊川市をPRしてみた動画（7本）  
<https://www.city.toyokawa.lg.jp/kiratto/yutakadakyape-n/genki20230414.html>

### 2 令和5年度実施状況

別紙2別冊「豊川市メディアリレーション活動強化業務取り組み報告書（関係箇所抜粋）」

### 3 本市の状況

R5.6.1 市制施行80周年記念日

R6年度 国道23号蒲郡バイパス（豊川為当IC～蒲郡IC）開通予定

主な子育て施策

- ・ファーストバースデーお祝い金
- ・高校3年生世代までの通院・入院医療費無料（通院はR6年度から）
- ・保育園・幼稚園等に通う児童の給食費無料化（R6年度から）

R8.11 豊川稲荷午年開帳

R12 豊川稲荷大開帳



## 豊川市プロモーション・移住促進映像制作業務委託仕様書

## 1 業務名

豊川市プロモーション・移住促進映像制作業務委託

## 2 業務目的

令和5年6月に市制施行80周年を迎えた本市が持つ豊かな魅力（名産、歴史、文化、自然等）や、豊かな価値（住みやすさ、働きやすさ、子育てのしやすさ等）を、本市の内外に紹介する映像を制作する。

当該映像は、「豊川市シティセールス戦略プラン」の目標である「多くの人に住みたい、訪れたいと思われるまち」を目指し制作するもので、本市ホームページ、定住促進サイト「CITY AND PEOPLE ～ひとのわ、とよかわ。～」、本市YouTubeチャンネル等のインターネットや、テレビ等のメディアで公開するほか、観光や移住イベント等の各種プロモーションの機会において活用し、本市の魅力向上や、移住・定住・交流・関係人口の増加につなげる。

なお、本業務に係る費用の一部については、国の「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用する。

参考：豊川市シティセールス戦略プラン

<https://www.city.toyokawa.lg.jp/kiratto/citysales/index.files/citysalesplan-28-37.pdf>

豊川市ホームページ

<https://www.city.toyokawa.lg.jp>

定住促進サイト「CITY AND PEOPLE ～ひとのわ、とよかわ。～」

<https://toyokawa.life>

豊川市YouTubeチャンネル

<https://www.youtube.com/@user-yy6qz7wb4m>

## 3 業務期間

令和6年4月18日から令和7年3月21日まで

## 4 制作する映像

## (1) プロモーション映像

- ・本市が持つ豊かな魅力（名産、歴史、文化、自然等）を盛り込み、本市への来訪を促す映像とする。
- ・映像の長さは、30秒程度、60秒程度、180秒程度の3種類  
（180秒程度の映像を、30秒程度、60秒程度の映像に編集することも可）
- ・訴求対象は、市内外の全世代とする。

## (2) 移住促進映像

- ・本市が持つ豊かな価値（住みやすさ、働きやすさ、子育てのしやすさ等）を盛り込み、本市への移住・定住につなげる映像とする。
- ・映像の長さは、60秒程度の1種類
- ・訴求対象は、20代から40代の若者及び子育て世帯とする。

## 5 業務内容

業務目的等を十分理解し、以下の業務を実施すること。

### (1) 企画・構成

次の事項を考慮し、実施すること。

ア 本業務の実施前に、実施内容、スケジュール、体制等を本市と協議し、決定すること。

イ 無人航空機(ドローン)等を活用した普段見ることができない映像を盛り込む等、視聴者の関心を引くものであること。

ウ 制作する映像を多くの方に視聴いただける手法を提案すること。

### (2) 撮影

企画・構成に基づき、映像の制作に必要な撮影を行うこと。

ア 資料、素材を収集すること。なお、本市が所有する映像・写真は提供する。また、受託者が所有する映像・写真の使用も可とする。

イ 出演者、協力者、撮影地への交渉を行い、許可を得ること。

ウ 使用料、出演料、交通費、謝礼等の撮影に必要な費用は負担すること。

### (3) 編集

撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行うこと。また、動画の完成までに、本市による複数回の内容確認、修正等の指示を受け対応すること。

### (4) 映像の品質

本業務で制作した映像を、愛知県の審査を経て、公益社団法人日本広報協会が実施する「全国広報コンクール」に応募するため、過去に入賞している自治体の映像を確認し、それ以上の品質を目指すこと。

参考：公益社団法人日本広報協会ホームページ

<https://www.koho.or.jp/contest/zenkoku/>

### (5) 留意事項

令和6年7月開催予定の「第95回都市対抗野球大会」に本市の関連企業が出場する場合は、地元紹介映像を準備する必要がある。本業務で制作するプロモーション映像の暫定版を、令和6年6月中旬までに納品すること。

参考：地元紹介映像（80秒以内）

【放映場所】東京ドームオーロラビジョン

【使用素材データ】

拡張子	映像フォーマット	音声フォーマット
.mp4	H.264 (MPEG-4 AVC, Part10, avc1) 29.97 or 59.94fps (20Mbps 以下)	AAC、320kbps 48kHz、2ch、-24.0LKFS

## 6 成果物

以下の納品する映像を、納品方法のとおり提出すること。

### (1) 納品する映像

ア プロモーション映像（上記5(5)のとおり）

イ プロモーション映像（30秒程度）

ウ プロモーション映像（60秒程度）

エ プロモーション映像（180秒程度）

オ 移住促進映像（60秒程度）

## (2) 納品方法

- ア DVDディスクの形式にした成果物 : 2式
  - イ 成果物のPC再生用データ : 1式
  - ウ 成果物のマスターデータ : 1式
  - エ 成果物作成に際し撮影したデータ : 1式
- ※ 電子データはCDやDVD、HDD等の記録媒体で納品すること。  
※ 成果物に関しては、4K及びフルHDの解像度で納品すること。

## 7 成果物の利用及び著作権

- (1) 契約期間終了後、本仕様による成果物について、本市がインターネットを含む、対外的な発表を行うこと、複製、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受託者は一切の異議を申し立てないこと。
- (2) 本仕様による成果物の一切の権利は本市に属すること。
- (3) 成果物が、本市以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、受託者が確認すること。万一、関係者その他第三者から、異議、苦情、損害賠償請求等があった場合、弁護士費用も含め、受託者の責任においてこれら进行处理すること。
- (4) 契約期間に関わらず、今後、本業務の成果物に関する一切の二次使用料については、本契約金額に含むものとする。

## 8 その他

- (1) 本業務は、豊川市契約規則等に基づき監督員の指示に従い施行すること。
- (2) 本業務を遂行するにあたり、関係法令等を遵守して実施すること。
- (3) 本仕様書等に明記されていない事項であっても、本業務を円滑に遂行するために必要な作業、機器等については本契約に含むこととする。
- (4) 別紙「豊川市情報セキュリティ取扱特記仕様書」を遵守すること。
- (5) その他、本仕様に明記されていない事項、または解釈に疑義のある事項については、本市と協議すること。



## 豊川市政記者クラブ名簿

令和6年4月8日現在

社名	所在地	電話番号	FAX番号	代表者
東愛知新聞社	豊橋市新栄町鳥瞰62	0532-32-3111	0532-32-3737	社長 堀内 一孝
中日新聞社	豊川市中央通5-120 (豊川通信局)	0533-86-2305	0533-82-1575	通信局長 島 将之
	豊橋市八町通4-52-1 (豊橋総局)	0532-52-7181	0532-54-4655	総局長 筒井 厚至
朝日新聞	豊橋市大橋通1-68 静銀ニッセイ豊橋ビル8階	0532-52-0155	0532-53-0661	支局長 戸村 登
毎日新聞社	岡崎市明大寺町向山2-124 (岡崎支局)	0564-52-1166	0564-57-1401	中部社会部長 田中 龍士
東日新聞	豊橋市東松山町90	0532-53-2800	050-3606-0221	社長 白井 収
NHK名古屋放送局 豊橋支局	豊橋市今橋町1-2	0532-52-3475	0532-55-0219	名古屋局長兼豊橋支局長 吉野 真史
CBCテレビ	豊橋市大橋通1-68 静銀ニッセイ豊橋ビル4階	0532-55-7281	0532-55-7284	支社長 服部 雄介
読売新聞	豊橋市八町通5-39 ジナ東海4階	0532-53-0717	0532-53-0688	支局長 原田 展
日本経済新聞社	名古屋市中区栄4-16-33	052-243-3321	052-243-3326	編集部長 銀木 晃
中部経済新聞社	豊橋市菅町21 佐藤ビル3階	0532-54-2668	0532-35-7100	支局長 立松 鉄洋
C N e t	豊川市八幡町弥五郎52	0533-80-2873	0533-80-2874	局長 鈴木 順一朗
時事通信社	豊橋市駅前大通2-81 emCAMPUS EAST 5F	0532-55-5711	0532-56-3489	支局長 菅 正治
中京テレビ放送	豊橋市駅前大通り3-52 トヨハシセンタービル4階	0532-55-3311	0532-53-5507	支局長 西尾 茂
名古屋テレビ放送	豊橋市大橋通1-68 静銀ニッセイ豊橋ビル8階	0532-55-8181	0532-55-5019	支社長 上野 和宏
		052-331-5517	0532-55-2222	支社長 鈴木 求
東海テレビ放送	豊橋市大橋通1-68 静銀ニッセイ豊橋ビル6階	0532-55-2221	052-971-8630	支社長 鈴木 求
共同通信社	名古屋市中区三の丸1-6-1	052-211-2821	052-211-2832	編集部長 吉川 良大





## 豊川市情報セキュリティ取扱特記仕様書

## (情報セキュリティ関連規程の遵守)

第1条 受注者（再委託先を含む。以下同じ。）は、本契約を履行するに当たっては、豊川市情報セキュリティポリシー、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、豊川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊川市条例第39号）、豊川市個人情報の取扱いに関する管理規程、その他情報セキュリティ関連規程に基づき、本豊川市情報セキュリティ取扱特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。

## (責任体制の整備)

第2条 受注者は、情報セキュリティ対策及び個人情報保護について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

## (作業責任者等の届出)

第3条 受注者は、本契約において利用する情報のうち、ネットワーク情報、個人情報その他の機密性のある情報（以下「機密情報」という。）の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者（作業責任者等という。）を定め、発注者が指定する書面により発注者に届け出なければならない。

- 2 受注者は、作業責任者等を変更する場合の手続きを定めなければならない。
- 3 受注者は、作業責任者等を変更する場合は、事前に発注者が指定する書面により発注者に届け出なければならない。
- 4 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 5 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

## (取扱場所の特定)

第4条 受注者は、機密情報を取り扱う場所（以下「取扱場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、取扱場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者は、発注者の事務室内に取扱場所を設置する場合は、作業責任者等に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名及び当該者の氏名が分かるようにしなければならない。

## (教育の実施)

第5条 受注者は、情報セキュリティ対策及び個人情報保護に対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本件業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受注者は、本契約の履行により直接又は間接に知り得た機密情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、本契約に関わる作業責任者等に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受注者は、本契約を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 前項にかかわらず、受注者は、やむを得ず本契約の一部を再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託の概要を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させる条項を付記するとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して本契約を再委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 受注者は、本契約を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(機密情報の管理)

第9条 受注者は、本契約において利用する機密情報を保持している間は、次に定めるところにより、機密情報の管理を行わなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に機密情報を保管すること。

(2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、取扱場所から持ち出さないこと。

(3) 機密情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

(4) 事前に発注者の承認を受けて、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、機密情報を複製又は複写しないこと。

- (5) 機密情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 機密情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 機密情報を管理するための台帳を整備し、機密情報の利用者、保管場所その他の機密情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (8) 機密情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「機密情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (9) 取扱場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、機密情報を扱う作業を行わせないこと。
- (10) 機密情報を利用する作業を行うパソコンに、機密情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。  
(提供された機密情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、本契約において利用する機密情報について、本契約以外の目的で利用してはならない。また、発注者に無断で第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第11条 受注者は、発注者との間の機密情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者からの求めに応じて、発注者が指定する書面により機密情報を預かった旨を発注者に報告しなければならない。

(機密情報の返還、消去又は廃棄)

第12条 受注者は、発注者の指示に基づき、本契約において利用する機密情報について、発注者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者に対し、本契約において利用する機密情報について臨時に返還、消去又は廃棄の実施を求めることができるものとし、受注者はこれに従わなければならない。
- 3 受注者は、本契約において利用する機密情報の消去又は廃棄をする場合は、事前に消去又は廃棄をすべき機密情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、機密情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 5 発注者は、本契約において利用する機密情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該機密情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、機密情報の消去又は廃棄を行った場合は、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

らない。

(報告)

第13条 受注者は、本契約の着手日までに、豊川市情報セキュリティ取扱特記仕様書遵守確認表により機密情報の取扱いについて報告しなければならない。

2 受注者は、前項に定める報告のほか、発注者から機密情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

(監査及び検査)

第14条 発注者は、本契約に係る機密情報の取扱いについて、特記仕様書の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認をするため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の履行に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 受注者は、本契約に関し機密情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該機密情報の漏えい等の事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該機密情報の漏えい等の事故に関わる機密情報の内容、件数、発生場所及び発生状況を発注者が指定する書面により発注者に報告するとともに、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、機密情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、本契約に関し機密情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該機密情報の漏えい等の事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 発注者は、受注者が特記仕様書に定める義務を履行しない場合は、特記仕様書に関連する本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が特記仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。